

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

自社株(非上場株式)を発行会社に譲渡した場合の課税関係について

《内容》

A社(非上場会社)は発行済株式(すべて普通株)の100%を社長の親族一族が保有している同族会社です。A社社長の父である甲氏が高齢となり、相続税対策の観点から、甲氏が保有している20%の株式をA社に自己株式として買い取ってもらいたいとの申し出がありました。なお、甲氏は、A社株式の時価の2分の1より低い価格で株式を売却したいと言っています。このような場合、甲氏とA社との間の自己株式の売買取引によって発生する課税関係やこの売りに伴う甲氏とその他の同族会社の株主における課税関係はどのようになるのでしょうか。

『答』

お尋ねのA社が甲氏から自己株式を時価より低額で取得した場合でも、資本等取引に該当し、受贈益は生じないため、法人税に係る課税関係は生じませんが、甲氏における所得税の譲渡得及び他の株主に対する贈与税の課税関係が生じることが考えられます。

(解説)

1 A社に対する受贈益課税の有無

会社法の制定に伴う平成18年度税制改正により、法人が自己株式を取得した場合には、資産に計上せず、取得対価のうち取得した株式に対応する取得直前の資本金等の額(以下「取得資本金額」といいます。)に達するまでの金額を資本金等の額から減算することとされました(法令8①十七)。

また、取得の対価の額が取得資本金額を超える場合のその超える金額は配当とみなされ(法24①四)、その金額は利益積立金額から減算されることとなります(法令9①十二)。

このようなことから、株式発行人における自己株式の取得は資本等取引に該当することになりますので、自己株式を時価より低額で譲り受けた場合でも時価との差額の認定課税は行われなため、発行人において受贈益は生じないことになりました(法22②⑤)。

2 甲氏に対する課税（みなし配当所得・株式譲渡所得）

（1）みなし配当所得課税

自己株式の譲渡対価の額のうち、譲渡した株式に対応する取得資本金額を控除した残額は「利益の配当」とみなされ、所得税の課税対象となります。

（2）株式譲渡所得課税

自己株式の譲渡対価のうち、（1）の利益の配当とみなされた金額を控除した残額は「株式等に係る譲渡所得等」の収入金額とみなされ、譲渡所得課税（分離課税）の対象となります。ただし、その譲渡対価の額が譲渡した自己株式の時価の2分の1未満であるときは、譲渡所得課税上、時価で譲渡したものとみなして収入金額を算定します。具体的には、譲渡した自己株式の時価相当額から実際の譲渡対価の額に基づき計算したみなし配当金額を控除した残額を自己株式の譲渡収入金額として譲渡所得金額を算定します。

3 A社の他の株主に対する贈与税の課税

株式の譲渡が低額譲渡に当たる場合には、それによってA社の他の株主の有する株式の1株当たりの価額が売買取引前よりも増価することになります。株式の価額（相続税評価額）が増加する場合には、株式の譲渡人から各株主に対して各株主の持株数に応じた経済的利益の贈与があったものとして、贈与税の課税対象となることがあります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。